(案)

資料2-4

区域計画の変更の認定申請書

令和5年6月19日

内閣総理大臣 殿

愛知県国家戦略特別区域会議

令和5年3月24日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、 国家戦略特別区域法第9条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、認 定を申請します。

1 変更事項

「法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特別区域工場等新増設促進事業」を追加する。

2 変更事項の内容 別紙のとおり。

資料 2-4 別紙

愛知県 国家戦略特別区域 区域計画

令 和 5 年 6 月 19 日 愛知県国家戦略特別区域会議

- 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容
 - (1)~(18)略
 - (19) 名称:国家戦略特別区域工場等新増設促進事業

内容:工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化 に関する法律の特例

(国家戦略特別区域法第 20 条の2に規定する国家戦略特別区域工場等新増 設促進事業)

以下に掲げる市町村が、工場又は事業場の新増設の促進により、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、条例で、既存準則に代えて適用すべき準則を定める。

① 北名古屋市

実施区域等その他当該特定事業に係る事項 別紙2 【令和5年度より実施】

① 北名古屋市

事業実施区域における工場において、生産施設の建替えや増設を計画するにあたり、現在適用されている緑地面積率、環境施設面積率の基準のもとでは、 用地確保が困難な状況も相まって、工場立地法の面積規制を充足しつつ、生産性の維持・向上は困難であり、既存工場の定着が図れない。

また、企業誘致において、緑地面積率等の緩和は敷地の効果的な利用による 生産施設の新増設を促し、VUCA 時代に企業に求められる迅速な意思決定を行う ことができる事業環境を整備することとなり、付加価値の高い工場の誘致に寄 与すると考えられる。

そこで、国家戦略特区制度の趣旨を踏まえ、産業の国際競争力の強化のため、 事業実施区域における生産施設の新増設の促進を目的とし、既存準則に代えて 適用すべき準則を定める。

ア) 事業実施区域(別紙2-1の区域)

北名古屋市 都市計画マスタープランの土地利用方針において「産業系市街地」 として位置づけられた地域(総合特別区域法第23条第1項の規定 に基づき、工場立地法第4条第1項の規定により公表された準則 に代えて適用すべき準則を定める条例を適用する区域を除く)

事業実施区域は本市の周囲を通る高速道路・国道の周辺に位置する都市計画 法上の工業系用途地域及び市街化調整区域である。当該区域は産業の立地ポテンシャルが高いため、地元企業の育成及び優良企業の誘致による新規立地を促進することを目的として、都市計画マスタープランの土地利用方針において「産業系市街地」として位置づけている。

イ) 既存準則に代えて適用しようとする準則の内容

地域の産業の国際競争力の強化、経済の活性化に向けて、生産施設の新増設の際の自由度を最大限に高める必要がある一方で、実施に際し配慮すべき生活環境との調和の観点から、緑地率について一定の整備負担を求めることも必要である。以上の考えのもと、ア)の事業実施区域においては、緑地面積率及び環境施設面積率を5%以上とする。

	緑地の面積の敷地	環境施設の面積	重複緑地の緑地
区域の範囲	面積に対する割合	の敷地面積に対	への算入割合
		する割合	
「ア) 事業実施			
区域」に記載の	100 分の 5 以上	100 分の 5 以上	100 分の 50 以下
区域			

ウ) 実施に際し配慮すべき生活環境との調和に関する事項

本市では、「北名古屋市宅地開発行為等に関する指導要綱」に基づき、特定 工場等の立地の際に生活環境との調和に配慮することを事業者に求める。また 「北名古屋市緑の基本計画」に基づき、民有地(工場・住宅地を含む)におけ る緑化を推進するため、北名古屋市都市緑化推進事業費補助金を交付し、生活 環境との一層の調和を図る。

北名古屋市宅地開発行為等に関する指導要綱

● 近隣住民への事業計画説明

以下事項の説明を事業者に求めることで、事業実施前に想定される工場周辺に及ぼす影響を抽出し、具体的な対応方法の協議を市と事業者で行っている。

- (1) 建築主、設計者、工事監理者、工事施工者等の住所、氏名及び連絡先
- (2) 敷地形態、規模及び配置計画
- (3) 工期、工法及び作業方法(工事車両の運行の日時、頻度、工事車両の規模、進入路等)
- (4) 工事中の騒音、振動等の防止及び工事中の安全対策
- (5) 完成後の雨水、処理水、騒音等の環境対策
- (6) 近隣住民が当該事業により影響を受けることが予想される事項
- (7) 上記に掲げるもののほか、近隣住民が説明を求めている事項

● 緑地の配置について

以下3つの方針を踏まえた緑地の配置についての協力を求め、周辺住民と工場の間に適切に緑地を配置することで、物理的・心理的緩和効果を高めている。

- (1) 緑化は、周囲の景観を高めるために、道路に面する部分に沿って生け垣を設置しなければならない。
- (2) 樹木の植栽は、高木、中木、低木等をバランスよく配置すること。
- (3) 樹木の維持管理は、適切に行うように努めなければならない。

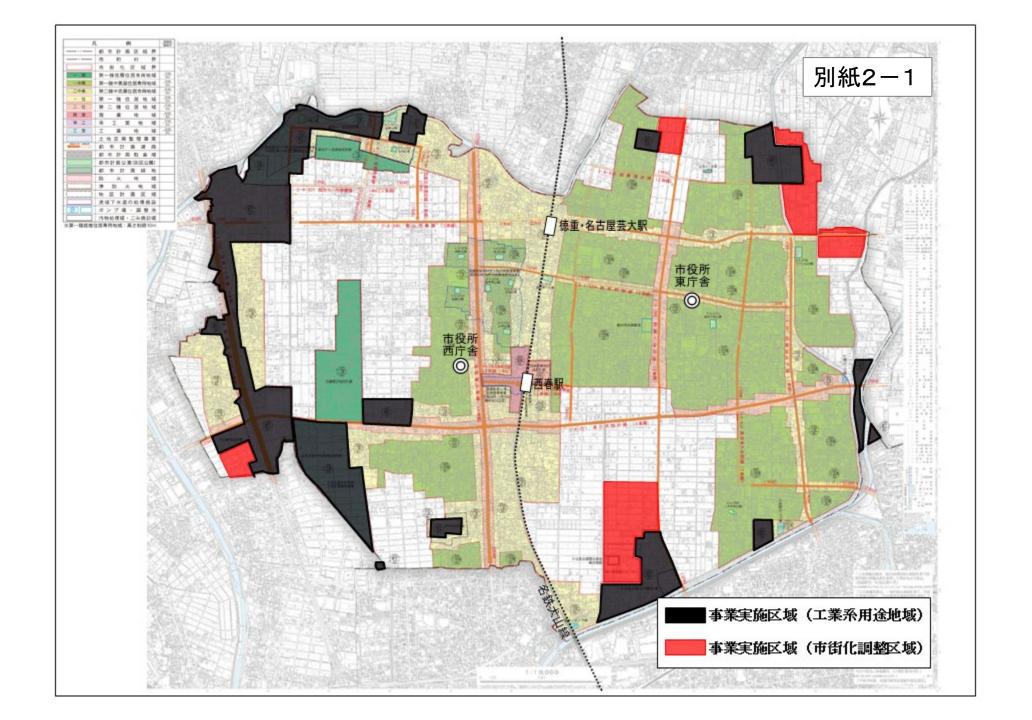
● 事業改善の指示

事業期間中に事業区域及びその周辺で公共・公益施設等に改善の必要が生じた場合は、当該区域での事業に対して改善の指示を実施する。また、改善の指示を受けた事業者に講じた措置の報告を求める。なお、工事中においても必要に応じ事業についての報告を求め、又は立入調査を実施する。

民有地(工場・住宅地を含む)における緑化推進

● 北名古屋市都市緑化推進事業補助金制度

緑豊かなまちづくりと良好な生活環境の保全及び改善を目的に、住民・事業者等が実施する緑化工事(屋上緑化及び壁面緑化・駐車場緑化・空地緑化・生垣設置)に要する費用に対して補助金の交付を行うことで、住民主体の生活環境の維持・発展を支援する。



新旧対照表

愛知県 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行	
2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容	2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容	
(1) ~ (18) 略	(1) ~ (18) 略	
_(19) 名称:国家戦略特別区域工場等新増設促進事業	[加える。]	
内容:工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強		
化に関する法律の特例		
(国家戦略特別区域法第20条の2に規定する国家戦略特別区域工場等新増		
設促進事業)_		
以下に掲げる市町村が、工場又は事業場の新増設の促進により、産業の		
国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、条例		
で、既存準則に代えて適用すべき準則を定める。		
① 北名古屋市		
実施区域等その他当該特定事業に係る事項 別紙2		
【令和5年度より実施】		